

EPA原産性調査に関するガイドライン (第三者証明制度)

2019年6月28日
日本自動車工業会
日本自動車部品工業会

証明方法

「自工会／部工会標準」と「条件を満たせば採用可」の2つを規定

荷姿	位置付け	証明方法	証明主体	採用に当たっての条件等
構成部品	標準	サプライヤ証明	部品メーカー	<ul style="list-style-type: none">部品メーカーがサプライヤ証明書の内容に責任を負えること
	条件を満たせば採用可	直接回答 (典拠資料提示して完成車メーカー判定)	完成車メーカー	<ul style="list-style-type: none">部品メーカーがノウハウ/工数不足により、サプライヤ証明の内容の担保が困難な場合を想定該当部品メーカーと完成車メーカー双方が、当方式での実施に合意すること
輸出用部品 補修部品	標準	同意通知	部品メーカー	
	条件を満たせば採用可	直接回答 (典拠資料提示して完成車メーカー判定)	完成車メーカー	<ul style="list-style-type: none">部品メーカーがノウハウ/工数不足により同意通知が困難な場合を想定該当部品メーカーと完成車メーカー双方が、当方式での実施に合意すること

平準化・負荷低減

	現状	合意事項
柔軟な納期対応	2週間～2.5ヶ月 でまちまち	納期は1ヵ月(20営業日)を目安とするが、お互いの状況により、可能な限り調整する
調査頻度	毎月～年1、2回 でまちまち	極力定期便化
効率的な調査方法	—	可能な限り、まとめて依頼。 但し仕向毎に導入時期が異なる場合があり、一律対応は難しい
内示提供	原産性調査の個別 目的では開示せず	既に別ルートで新型立上げ計画は共有化されており、個別での開示は控える
再調査 依頼品番の 精査	各社／場合によ ってまちまち	検認対応や調査元情報のタイムラグにより、全ての対応は難しいが、極力流動品のみに絞り込み

役割分担

- (1) 生産者は、①同意通知書、②サプライヤ証明書を作成する
(含む原産資格が失われた場合、証明先へ速やかに連絡)
- (2) 輸出者は、①同意通知書の有効期限管理、②再調査可否判断等を行なう
- (3) 特定原産地証明書に記載されるH Sコードの判断は、輸出者が最終的に行なう
- (4) 国などにより原産性の確認調査が行われる場合、最初に輸出者が対応する
生産者は調査に協力し、根拠書類の提出をするとともに、必要な説明を行なう

協定に基づく調査依頼項目・・・第三者証明

○…完成車メーカー必須提示 △…完成車メーカー任意提示

●…部品メーカー必須回答 ▲…部品メーカー任意回答

完成車メーカー提供項目	構成部品	輸出用部品 補修部品
① 依頼者調査依頼NO	△	△
② 完成車メーカー品番	○	○
③ 品名（英語）	○	○
④ 品名（日本語）	△	△
⑤ 荷姿	○	○
⑥ HSコード	○	○
⑦ HS年度	△	△
⑧ 輸入通関国※	△	△
⑨ 使用協定	○	○
⑩ 判定基準	○	○
⑪ 事前教示有無	△	△
⑫ 新規／更新／再調査	○	○
⑬ 同意通知先・企業名		○
⑭ 同意通知先・企業登録番号		○

※日アセアン協定を利用する場合は、国名の提供は必須

・各完成車メーカーでの項目追加／削除

	追加項目	項目削除
完成車メーカー提供項目	可	必須：不可 任意：可
部品メーカー提供項目	不可	可

(注) 直接回答の場合、完成車メーカー・部品メーカー間で合意出来ない項目については、提供/回答しなくても良い

部品メーカー回答項目	構成部品	輸出用部品 補修部品
① 回答日	●	●
② 更新日	●	●
③ 部品メーカー 会社名	●	●
④ 部品メーカー 所在地	●	●
⑤ 部品メーカー 部署	●	●
⑥ 部品メーカー 担当者	●	●
⑦ 部品メーカー メール	●	●
⑧ 部品メーカー 電話番号	●	●
⑨ 回答者管理No	▲	▲
⑩ 部品メーカー 品番	▲	▲
⑪ 原産判定結果(Yes or No)	●	●
⑫ 使用判定基準	●	▲
⑬ 救済規定	▲	▲
⑭ 未達成理由	▲	▲
⑮ 回答方法	●	●
⑯ サプライヤ証明有効期限		
⑰ 日商判定番号		●
⑱ 同意通知書 有効期限		●
⑲ 生産会社名	●	▲
⑳ 生産会社 企業登録番号	▲	▲
㉑ 生産工場名	●	▲
㉒ 生産工場 所在地	●	▲
㉓ 生産工場 電話番号	▲	▲
㉔ 備考	▲	▲

ケース	過去と同一か異なるか					パターン	区分
	品番	協定	HSコード	荷姿*1	証明形態*2		
1	どれか一つでも異なっている場合						新規
2	同一	同一	同一	同一	同一	同意通知/サプライヤ証明書の有効期限切れの場合	
3						同意通知/サプライヤ証明書の有効期限間近のため、延長をお願いする場合	更新
4						同意通知/サプライヤ証明書の有効期限が暫く切れないので更新の必要は無いが、年1度の定期原産確認を行ってほしい場合	再調査

*1 輸出産品自体（海外生産用部品・補給用部品等）か、構成品かの違い

*2 同意通知か、サプライヤ証明書かの違い